A 中小企業者事業継続支援給付金について

「制度概要」

一定の売上減少の要件(※1)を満たし、かつ敦賀市に本社をおく「中小企業及び個人事業主」(※2)に 対して給付金を支給する。

※1)「一定の売上減少の要件」、※2「中小企業及び個人事業主」については、「B申請・記入にあたって」 の注意事項で詳述。

[対象者および給付金額] 敦賀市に本社をおく、中小企業に40万円、個人事業主に20万円

- (注)以下の場合は、給付対象とはならない。
 - ・「①事業収入(営業等、農業)」のほか、「②給与収入」「③公的年金等」がある場合には、売上比較する年(令和2年又は令和元年)の確定申告において「①事業収入」が①~③を足した金額の50%を下回る場合。
 - ・営業実態のない休眠法人、事業者。
 - 一度当該給付を受けた方は、再度給付申請することができません。令和2年度に給付を受けた方は、この限りではありません。

[受付期間] 令和3年7月12日~令和3年9月30日

<申請から受け取りまでの流れ>

B 申請・記入にあたっての注意事項

- ① 一定の売上減少の要件について(=※1)
 - (a)令和3年1月~7月の期間において、令和2年又は令和元年の任意の連続する同期間3カ月間の平均 売上高(各種給付金を除く)が新型コロナウイルス感染症の影響により20%以上減少していること。
 - (b)事業開始時期が令和2年5月2日以降で、上記(a)で指定する連続する3カ月の売上平均を出すことができない場合は、事業開始日から令和2年12月31日までの売上平均と比較することができる。 開業日が2日以降の月途中である場合は、当該月(開業月)の売上を日割り計算し、1カ月に換算した売上を当てはめる。(計算方法は、様式第3号参照)
 - (c) 当該書類については、受付金融機関及び敦賀商工会議所の求めに応じること。
- ② 申請の前提となる中小企業者、個人事業主について下表の通りとする。(=※2)

種分類	定義(中小企業基本法に準拠)
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は
	常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

★常時使用する従業員の数が 300人以下の社会福祉法人、 医療法人、特定非営利活動 法人(NPO法人)等の法人 も対象とします。

- (主)複数の業種を営んでいる場合は、最も高い取扱い売上高に該当する業務を適用する。
- (主)常時使用する従業員とは、以下の者を除いた従業員とします。
 - イ)法人の場合の役員、ロ)個人事業主の場合の本人、ハ)日々雇い入れられる者 ニ)2カ月以内の期間を定めて使用される者、ホ)季節的業務に4カ月以内の期間を定めて使用される者、ヘ)試用期間中の者
- ③ 捺印は、複写用紙(3枚)にも忘れずに捺印してください。
- ④ 各欄の口にも漏れなく □してください。
- ⑤ 万一、記入・捺印漏れがあった場合は再度記名・捺印をお願いすることとなり、給付時期が遅れ、訂正中に、 申請期限が過ぎた場合は、給付を受けることができなくなる場合があります。
- ⑥ 記入内容や、添付資料に不明な場合があれば、敦賀商工会議所から直接申請者に連絡する場合があります。
- ⑦ 給付金給付後に、虚偽等により申請内容に誤りが判明した場合は、給付金の返還を求めます。また、不正受給と判断した場合は、不正受給者は給付金の金額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、民法第 404 条に規定する割合で算出した延滞金を加え、返還請求します。
- ⑧ 本制度は、敦賀商工会議所が敦賀市の委託を受け、市内金融機関等の協力で実施するものです。
- ⑨ その他ご不明な点がありましたら、敦賀商工会議所までお問合せ下さい。

○ 必要書類について

- ①-1 令和2年の確定申告書類の控え(法人は前事業年度(ただし、1度も決算を迎えていない場合は、同一の仕入先 への支払領収書など、直近3カ月連続で取引がわかる帳票類))
- ①-2 令和元年を比較対象とする場合は、①-1に加え、令和元年の確定申告書類の控え(法人は前々事業年度)
- ② 申請書(様式第1号) ③ 売上減少要件に関する確認書(A 様式第2号)又は(B 様式第3号)
- ④ 売上減少に係る根拠書類(試算表、帳簿等)
- ⑤ 本人(代表者)の確認書類の写し(運転免許証、健康保険証、住民票のいずれか)【個人のみ】

受託実施機関: 敦賀商工会議所 TEL 2 2 - 2 6 1 1 (お問合せ先)

委 託 者 : 敦賀市(所管:産業経済部商工貿易振興課 TEL22-8122)

」連携金融機関::福井銀行、敦賀信用金庫、北陸銀行、福邦銀行、福井県農協